

全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱

(趣旨)

第1条 この取扱は、成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱(以下「要綱」という。)第8条第2項に基づき、全学共通科目及び教職課程科目の成績に対する不服申立ての審査に関し、必要な事項を定める。

(周知)

第2条 各学部は、要綱第2条に基づき、本取扱について、履修の手引き及び講義要目等により学生に周知するものとする。

(確認・審査)

第3条 学部の学務所管課(以下「所管課」という。)は、要綱第6条に基づく不服申立書を受理した場合は、速やかに、教養教育推進会議東地区及び西地区ワーキンググループ座長(以下「東西WG座長」という。)に当該不服申立書を提出するものとする。

2 東西WG座長は、前項の不服申立書受理後速やかに、WG委員の中から審査に関わる委員(以下「審査委員」という。)を指定し、不服申立書の内容確認及び審査を行うものとする。

3 第1項の不服申立書の学生及び担当教員は、東西WG座長から成績に関する内容確認依頼等があった場合は、真摯に対応しなければならないものとする。

4 東西WG座長は、第2項の審査結果について、当該不服申立書を受理した日から原則として9日以内(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項及び第4条において同じ。)に高等教育推進機構長へ報告するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、東西WG座長は、第2項の審査結果により、当該不服申立てが不服申立て事案に該当しないと判断した場合は、当該不服申立書を受理した日から原則として2日以内に高等教育推進機構長へ報告するものとする。

(決定・通知)

第4条 高等教育推進機構長は、前条第4項及び第5項の審査結果を受理した場合には、原則として受理した日から3日以内に高等教育推進機構運営委員会を招集し、調査結果を審議・議決する。

2 高等教育推進機構運営委員会の委員のうち、前条第2項の審査に関係したものについては、前項の議決権を有さないものとする。

3 東西WG座長は、前条第4項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対

し、要綱第9条第1項の期限までに成績に対する不服申立回答書を提出するものとする。
4 東西WG座長は、前条第5項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、当該議決後2日以内に成績に対する不服申立却下通知書を提出するものとする。

(所管部署)

第5条 この取扱は、本部事務局教育企画部教育改革課が所管する。

附 則

この取扱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和6年4月1日から施行する。